

## 伊方原発3号機の運転差止仮処分申立を却下した松山地方裁判所の不当決定に対し抗議する声明

- 1 2017年7月21日、松山地方裁判所（久保井恵子裁判長）は、四国電力伊方原発3号機の運転差止を求めた仮処分申立を却下する決定（以下「本決定」という。）をした。

自由法曹団は、福島第一原発事故による凄惨な被害を直視し、国民の安全を第一に考え、原発依存政策からの撤退を求める立場から、松山地裁の本決定に対し、強く抗議する。

- 2 松山地裁の本決定は、新規制基準が、福島第一原発事故の教訓等に鑑み、発電用原子炉施設の安全規制に最新の知見を反映させて基準が作られており、耐震設計で想定する最大の揺れ（基準地震動）に関する新規制基準についても、中央構造線断層帯などが約480キロにわたって連動した場合を考慮し、650ガルに設定した四国電力の設定も、地盤など詳細が調査され、計算式も合理的であり、過小評価はなく不合理な点はないとした。阿蘇山などの噴火による降灰対策も妥当とした。

結局のところ、本決定は、四国電力、原子力規制委員会の言い分をほぼ鵜呑みにした上で、新規制基準の定めは不合理とはいえず、かつ新規制基準に適合するとした原子力規制委員会の調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落はないとしており、新規制基準に適合した原発は動かしてもよいという、はじめに結論ありきの形式的判断に基づいて、伊方原発の稼働を容認したものである。

本決定は、福島第一原発の事故から6年が経過した今もなお、事故の収束も、原状回復も、その目途すらたっていないという現実から目を背けたものであり、住民の生命、身体の安全をないがしろにするものとの非難を免れない。

- 3 伊方原発周辺で引き起こされる大規模地震のリスクは極めて高いと言わざるをえない。

すなわち、伊方原発の北側瀬戸内海沖合い約5kmの海底には、国内最長の巨大活断層である中央構造線断層帯が存在している。太平洋沖のプレートが動くことによる南海トラフ大地震も予想されている。

現実には、熊本県から大分県にかけて、2016年4月14日にマグニチュード6.5（最大震度7）、16日にマグニチュード7.3（最大震度7）などの大規模な地震が連続して起こったばかりである。気象庁は、この熊本地震について「大きな地震が2回起こり、震源が広域に広がる過去に例がない形で、今後の予測は難しい」と述べるなど、地震についても現在の科学では十分な予測ができないことが改めて明らかになった。

また、熊本地震では、震源を熊本の「布田川断層帯」「日奈久断層帯」を中心に、大分の「別府－万年山断層帯」へと中央構造線の西端へ波及した。地震研究者は、熊本地震は一過性のものではなく、今後続けて内陸地震が続けて起きる恐れがあるとし、過去の事例でも南海トラフ地震の前には、前兆のように内陸地震が活発化しているの、南海トラフ地震への誘発を警戒する必要性をも指摘している。しかし、伊方原発は、こうした大規模地震に耐えられる設計には全くなっていない。

安全神話を過信した結果、福島第一原発事故による未曾有の被害を経験した我が国は、その教訓を忘れることは許されない。人間の力で自然の脅威から安全性を確保できるなどという驕りは捨て去るべきである。

- 4 伊方原発については特に立地の特殊性により、事故時の住民避難や収束要員の支援が適切にできるかという重大な課題がある。

すなわち、伊方原発は、東西に約40kmと細長く、険しい山からなる佐田岬半島の付け根部分に立地している。伊方町の住民は、放射性物質の漏洩前に避難を開始することになっているが、伊方町の住民の中でも特に高齢者の避難は手助けを必要とし、困難を極める。

また、原発以西に暮らす約5000人の住民らの避難ルートは海路か空路しかなく、悪天候と原発事故の複合災害となった場合の解決策はない。

さらに、原発に続く道は尾根筋の国道と海岸線に沿った曲がりくねった県道の2本しかなく、いずれも地滑りで寸断される危険があり、国道から原発に行くには高低差約180メートルもある急傾斜の山道を降りるしかない。

これに加えて、伊方原発の敷地も平地はほとんどなく、事故収束要員を地震や放射能から守る施設は狭く、福島第一原発のように大量の汚染水が発生した場合、タンクを設置する場所は見当たらない。また瀬戸内海は閉鎖性水域であり汚染水の逃がす場などない。

- 5 以上のように、伊方原発は、特に大規模地震のリスクや住民避難の困難さ等、さまざまな重大な課題を抱えている原発であるにもかかわらず、政府の原発推進政策に追従する本決定を下した松山地裁は、人権擁護の砦としての司法の責務を放棄するに留まらず、新たな原発安全神話の創設に積極的に加担するものとの非難を免れない。

自由法曹団は、福島第一原発の事故による凄惨な被害を顧みず、住民の生命、身体の安全を無視した松山地裁の本決定に対し、強く抗議する。

2017年7月27日

自由法曹団

団長 荒井 新二